改正後	改正前
輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、経済産業大臣が定める場合を次のように定める。なお、平成十四年経済産業省告示第三百九十一号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合）は、平成二十七年八月五日限り、廃止する。 輸入貿易管理令（以下「輸入令」という。）第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、同条第三号に掲げる場合及び輸入令別表第一第十八号に掲げる貨物として輸入しようとする場合については、この限りでない。 一　オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に定める規制物質及び製品（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第百七十号。以下「輸入公表」という。）一の表の㈱2、二の表の㈱2の2及び三の7の(9)から(11)までに掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合。ただし、輸入令別表第一第十七号の二に掲げる貨物として輸入しようとする場合及び輸入公表一の表の㈱2及び三の7の(9)から(11)までに掲げる貨物にあっては、輸入令別表第一第一号、第二十一号又は第二十二号に掲げる貨物として輸入しようとする場合を除く。 二～四　［略］ 五　水銀に関する水俣条約に定める水銀（輸入公表二の表の㈱2の4に掲げる貨物をいう。）又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）に定める特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品（輸入公表二の二の表の㈱2の5に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合 六～九　［略］ ［削る］	輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、経済産業大臣が定める場合を次のように定める。なお、平成十四年経済産業省告示第三百九十一号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合）は、平成二十七年八月五日限り、廃止する。 輸入貿易管理令（以下「輸入令」という。）第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、同条第三号に掲げる場合及び輸入令別表第一第十八号に掲げる貨物として輸入しようとする場合については、この限りでない。 一　オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に定める規制物質及び製品（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第百七十号。以下「輸入公表」という。）一の表の㈱2、二の表の㈱2の2及び三の7の(9)から(11)までに掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合。ただし、輸入令別表第一第十七号の二に掲げる貨物として輸入しようとする場合及び輸入公表一の表の㈱2及び三の7の(9)から(11)までに掲げる貨物にあっては、輸入令別表第一第一号、第二十一号又は第二十二号に掲げる貨物として輸入しようとする場合を除く。 二～四　［略］ ［新設］ 五～八　［略］ 九　水銀に関する水俣条約に定める水銀（水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（平成二十七年経済産業省告示第百五十九号。以下「水俣条約に係る輸入公表」という。）第一号に掲げる貨物をいう。）又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）に定める特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品（水俣条約に係る輸入公表第二号に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国土交通省告示第七百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三条第五項の規定に基づき、土砂災害防止対策基本指針を変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十九年八月十日

国土交通大臣　石井　啓一

土砂災害防止対策基本指針

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

1　土砂災害防止対策基本指針の位置付け

我が国は、国土の約七割を山地・丘陵地が占め、地質的にも脆弱で、梅雨期の集中豪雨、台風に伴う豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りを原因とする土砂災害が全国各地で発生しており、平成十九年から平成二十八年までの過去十年間における土砂災害の年平均発生件数は、約千百件に上っている。特に、平成二十五年の伊豆大島や平成二十六年の広島市での土砂災害など、局地的な豪雨により多数の死者を伴う甚大な被害が発生している。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）は平成十二年に制定され、それまでの砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策が推進されてきた。

しかし、平成二十六年八月豪雨による広島市での土砂災害等において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定や、基礎調査の実施がなされていない地域が多く、住民等に土砂災害の危険性が十分に伝わっていなかったこと、避難勧告等の発令が災害発生後となってしまったこと、避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合があったことなどの課題が明らかとなった。